

港湾雇用安定等計画(令和元年度～令和5年度)の進捗状況等について

# 港湾雇用安定等計画(令和元年度～令和5年度)の進捗状況等

## 計画の概要

## 実績

## 特記事項

### 1. 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画のねらい

- この計画は、6大湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾）における港湾労働者に係る労働力需給調整、雇用改善、能力の開発・向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇用安定センター（以下「センター」という。）、事業主及び事業主団体が講ずべき措置の指針を示すものである。

### ・実労働時間及び賃金の推移<表1>【参考資料1のP1】

港湾荷役 作業員	実労働時間(月平均)			賃金 (月平均)	全職種	実労働時間(月平均)			賃金 (月平均)
	所定	所定外				所定	所定外		
平成26年	160H	42H	202H	351,000円	平成26年	163H	14H	177H	329,600円
平成27年	162H	34H	196H	373,700円	平成27年	164H	13H	177H	333,300円
平成28年	158H	36H	194H	367,000円	平成28年	164H	13H	177H	333,700円
平成29年	161H	35H	196H	362,100円	平成29年	165H	13H	178H	333,800円
平成30年	156H	33H	189H	356,200円	平成30年	164H	13H	177H	336,700円
令和元年	159H	42H	201H	373,100円	令和元年	160H	13H	173H	338,000円

#### (2) 計画の背景と課題

- イ 港湾労働者の雇用改善及び能力開発・向上の現状
- 港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴（港湾運送の波動性）を有しており、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にある。企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上も問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する弊害も生ずるおそれがある。

また、港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、労働者の雇用改善並びに能力の開発・向上については、一部の事項について改善しているものの、全体としては、他の産業に比してなお改善の余地のある状況にある。

### ・6大港におけるコンテナ貨物量の推移<表2>【参考資料1のP3】

	(百万トン)			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①船舶積卸量	659	663	688	698
②船舶積卸量 (コンテナ)	451	460	482	495
③コンテナ化率 (②/①)	68.4%	69.4%	70.1%	70.9%

- ロ 今後の港湾労働対策の課題
- 上記に加え、規制改革の影響や、貨物輸送のコンテナ化等の近代的荷役のより一層の進展など、近年、港湾労働を取り巻く環境が大きく変化している。港湾労働者自身が高度な技能・技術を習得することに加え、港湾運送事業主においても高度な技能労働者を確保することが課題となっている。
- 今後の港湾労働対策においては、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を促進するための施策の推進、港湾労働者派遣制度の適切な運営及び有効活用の促進等を通じて、引き続き港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図っていくことが重要である。
- 港湾運送業界については、高齢化の進展や低調な入職率等による将来的な技能労働者が不足が懸念され、若年労働者の確保・育成が極めて重要な課題となっている。

また、昨今の働き方改革を巡る様々な議論・取組が社会全体で行われる中、港湾労働対策の推進に当たっても、労働時間の問題を始めとする様々な課題への対応が求められている。これらの状況を踏まえ、労働条件の改善・雇用環境の整備等を通じた魅力ある職場づくりの推進について、行政はもとより、労使も含めて引き続き議論を行うとともに、将来の発展を見据えた取組を行う必要がある。

# 港湾雇用安定等計画(令和元年度～令和5年度)の進捗状況等

## 計画の概要

### (3) 計画の期間

- 計画の期間は、令和元年度から令和5年度までとする。

## 2. 港湾労働者の雇用の動向に関する事項

### (1) 港湾運送量の動向

- 6大港の船舶積卸量は、平成13年度以降増加傾向にあり、平成28年度においては、6億6千3百万トン。これに占めるコンテナ貨物の割合は、69.4%。

### (2) 港湾労働者の雇用の動向

- 6大港における常用港湾労働者数は、平成14年度以降増加傾向にあり、平成30年度においては、33,872人。

## 実績

・船舶積卸量（1頁の表2参照）

・常用港湾労働者数の推移<表3>【参考資料1のP4】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
常用港湾労働者数(人)	33,403	33,615	33,639	33,872	34,205
前年度比	99.4%	100.6%	100.1%	100.7%	101.0%

・就業形態別港湾労働者数の推移<表4>【参考資料1のP4】

(単位：人日)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①常用港湾労働者(月平均)	545,573 96.7%	531,679 96.5%	529,713 96.5%	530,474 96.4%	537,977 96.4%	535,160 96.5%
②港湾派遣労働者(月平均)	2,391 0.4%	2,224 0.4%	2,224 0.4%	2,202 0.4%	2,278 0.4%	2,151 0.4%
③<①+②>	547,964 97.1%	533,903 96.9%	531,937 96.9%	532,676 96.8%	540,255 96.8%	537,311 96.9%
④日雇労働者(月平均)	16,409 2.9%	17,046 3.1%	16,822 3.1%	17,666 3.2%	17,678 3.2%	17,190 3.1%
うち安定所紹介	1,969 0.3%	1,985 0.4%	1,806 0.3%	1,587 0.3%	1,406 0.3%	1,228 0.2%
うち直接雇用	14,440 2.6%	15,061 2.7%	15,016 2.7%	16,079 2.9%	16,272 2.9%	15,962 2.9%
合計<③+④>	564,373	550,949	548,759	550,342	557,933	554,501

※斜体は、全体に占める構成比

- 6大港における常用港湾労働者の月間平均就労延日数は、港湾労働者の企業常用化の推進により、平成29年度においては、約53万3千人日（港湾労働者派遣制度による就労人日を含む。）であり、全体の96.8%を占める。

- 6大港における港湾労働者の入離職率は一貫して低い割合となっており、平成29年の全産業における労働者の入職率は16.0%、離職率は14.9%となっている（雇用動向調査）のに対し、同年の6大港における港湾労働者の入職率は8.9%、離職率は8.4%にとどまっている（一般財団法人港湾労働安定協会調べ）。

- 港湾労働者の平成29年における高齢者割合（50歳以上の者の比率）は25.2%となっており、全産業の労働者の29.3%に比して低い水準となっている。一方、平成25年における港湾労働者の同割合は20.4%、全産業の労働者の同割合は27.4%であったことから、港湾労働者の高齢化は他産業と比べ急速に進展しているといえる。

# 港湾雇用安定等計画(令和元年度～令和5年度)の進捗状況等

計画の概要	実績	特記事項																																																
<p><b>3. 労働力の需給調整の目標に関する事項</b></p> <p>(1) 労働力需給調整の目標</p> <p>○ 港湾における荷役作業については、今後とも、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とし、企業外労働力としては港湾労働者派遣制度による他の事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とすることについて徹底を図ることにより、港湾労働者の常用化を更に推進するとともに、常用労働者の雇用の安定に一層努める。</p> <p>(2) 労働力需給調整に関して講ずべき措置</p> <p>イ 国及び都府県が講ずる措置</p> <p>○ 事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行うことにより、港湾荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者によって処理することを原則とする港湾労働法の趣旨及び目的の更なる周知徹底を図る。</p>	<p>・雇用保険二事業における目標は達成。</p>	<p>【達成理由】 派遣のあっせん成立率の目標を88%以上とし、港湾労働者雇用安定センターにおいて、積極的に労働力の需給の調整に関する情報収集、整理等を行いあっせんを行った結果、平成30年度のあっせん成立率は、92.8%となり目標を達成。</p> <p>・港湾労働の雇用ルールについて、引き続き、周知を進める。</p>																																																
<p>○ 公共職業安定所において、常用労働者に係る適格な紹介の実施、求人・求職情報の積極的な提供等を行い、港湾労働者の常用化の推進を図る。</p> <p>○ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、常用労働者の就労機会の確保及び雇用の安定を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨を徹底するとともに、必要な指導を行う。 また、港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。 これらの取組に当たっては、一般財団法人港湾労働安定協会と協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。</p> <p>○ 公共職業安定所において、事業主が求める人材と日雇い労働者が有する技能・経験等のマッチングが各港湾の固有の事情を踏まえつつ円滑に図られるよう、事業主・事業主団体とも連携しつつ、適格な紹介のための機能の充実・強化を図り、必要な労働力の確保に努める。 また、各事業主における直接雇用の日雇労働者の利用状況の的確な把握に引き続き努め、多数使用する事業主に対しては、雇用管理に関する勧告を含め必要な指導を行い、直接雇用の日雇労働者の月間平均就労日数の減少に更に努める。</p>	<p>・港湾派遣労働者の推移&lt;表5&gt;【参考資料1のP4】</p> <table border="1" data-bbox="633 789 1412 1019"> <caption>(単位：人日)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾派遣労働者(人日) (月平均)</td> <td>2,224</td> <td>2,224</td> <td>2,202</td> <td>2,278</td> <td>2,151</td> </tr> <tr> <td>前年度比</td> <td>93.0%</td> <td>100.0%</td> <td>99.0%</td> <td>103.5%</td> <td>94.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・日雇労働者の推移&lt;表6&gt;【参考資料1のP4】</p> <table border="1" data-bbox="633 1133 1412 1363"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日雇労働者(人日)(月平均)</td> <td>17,046</td> <td>16,822</td> <td>17,666</td> <td>17,678</td> <td>17,190</td> </tr> <tr> <td>※下段は前年度比</td> <td>103.9%</td> <td>98.7%</td> <td>105.0%</td> <td>100.1%</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>うち安定所紹介(人日)</td> <td>1,985</td> <td>1,806</td> <td>1,587</td> <td>1,406</td> <td>1,228</td> </tr> <tr> <td>うち直接雇用(人日)</td> <td>15,061</td> <td>15,016</td> <td>16,079</td> <td>16,272</td> <td>15,962</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	港湾派遣労働者(人日) (月平均)	2,224	2,224	2,202	2,278	2,151	前年度比	93.0%	100.0%	99.0%	103.5%	94.4%		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	日雇労働者(人日)(月平均)	17,046	16,822	17,666	17,678	17,190	※下段は前年度比	103.9%	98.7%	105.0%	100.1%	97.2%	うち安定所紹介(人日)	1,985	1,806	1,587	1,406	1,228	うち直接雇用(人日)	15,061	15,016	16,079	16,272	15,962	<p>・日雇労働者の直接雇用の縮減に向けて、各港湾の固有の事情に応じた取組を、引き続き実施していくこととする。</p>
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																													
港湾派遣労働者(人日) (月平均)	2,224	2,224	2,202	2,278	2,151																																													
前年度比	93.0%	100.0%	99.0%	103.5%	94.4%																																													
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																													
日雇労働者(人日)(月平均)	17,046	16,822	17,666	17,678	17,190																																													
※下段は前年度比	103.9%	98.7%	105.0%	100.1%	97.2%																																													
うち安定所紹介(人日)	1,985	1,806	1,587	1,406	1,228																																													
うち直接雇用(人日)	15,061	15,016	16,079	16,272	15,962																																													

# 港湾雇用安定等計画(令和元年度～令和5年度)の進捗状況等

## 計画の概要

- 港湾労働法遵守強化旬間等を通じて、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、雇用秩序連絡会議の積極的開催、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、効果的な現場パトロール及び立入検査の実施、雇用管理に関する適時適切な勧告等を引き続き実施することにより、違法就労の防止を図る。
- また、現場パトロール等の際には、色分けされた港湾労働者証を確認し、港湾運送事業法違反の疑いがある事態を把握した場合は、管轄の地方運輸局等と速やかに情報共有を行うなど、取組の実効性の確保を図る。
- さらに、港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫(以下「港湾倉庫」という。)については、より適正に制度を運用していくという観点から、港湾倉庫に該当するか否かの調査、それに当たっての貨物量の算定の基準の在り方等について、各港湾の実情を踏まえつつ検討を行う。
- 港湾労働雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。
- 労働者派遣法又は職業安定法に違反する形態による労働力の需給調整については、港湾における雇用秩序を混乱させるものであることから、その是正指導及び防止の更なる徹底を図る。共同受注・共同就労を基準に照らし適正な請負として実施すべきことについて、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行う。

## 実績

- ・雇用秩序連絡会議の開催状況【参考資料1のP14】  
平成26年～令和元年の各年の実施回数は9回で増減はない。

- ・現場パトロール実施状況<表7>【参考資料1のP11】

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
実施回数	644	644	657	678	672	678
実施事業所数	3,017	2,890	2,779	2,713	2,705	2,824

- ・事業所訪問指導及び立入検査の実施状況<表8>【参考資料1のP11】

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
実施回数	386	343	372	399	486	332
実施事業所数	668	637	677	720	845	979

- ・公共職業安定所と港湾労働雇用安定センターが適宜連携をとりながら指導している。  
なお、事業所訪問等を通じ、必要な指導を実施している。

## 特記事項

- ・港湾倉庫については、港湾労働専門委員会報告書の進捗状況等に記載。

- ・適切に実施。引き続き実施していくこととする。

# 港湾雇用安定等計画(令和元年度～令和5年度)の進捗状況等

計画の概要	実績	特記事項																		
<p>ロ センターが講ずる措置</p> <p>○ 業務の具体的内容、求められる技能等に関するあっせん申込み内容をきめ細やかに収集・確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、そのあっせん機能の充実及び強化を行う。</p>	<p>・雇用保険二事業における目標は達成。</p>	<p>【達成理由】 派遣のあっせん成立率の目標を88%以上とし、港湾労働者雇用安定センターにおいて、積極的に労働力の需給の調整に関する情報収集、整理等を行いあっせんを行った結果、平成30年度のあっせん成立率は、92.8%となり目標を達成。</p> <p>・港湾労働の雇用ルールについて、引き続き、周知を進める。</p>																		
<p>○ あっせんに係る要請の内容をきめ細やかに確認するとともに、<b>派遣元責任者に対する研修を行うほか</b>、事業主、港湾労働者等に対して、<b>港湾労働者派遣制度</b>に関する相談その他の援助を行う。</p>	<p>・<b>港湾労働者雇用安定センターにおける港湾運送事業所等からの相談実施状況</b> ＜表9＞【参考資料1のP23】</p> <table border="1" data-bbox="643 554 1387 761"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27年度</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実施状況（件）</td> <td>7,019</td> <td>6,550</td> <td>6,674</td> <td>6,354</td> <td>5,543</td> </tr> <tr> <td>前年度比</td> <td>109.1%</td> <td>93.3%</td> <td>101.9%</td> <td>95.2%</td> <td>87.2%</td> </tr> </tbody> </table>		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	相談実施状況（件）	7,019	6,550	6,674	6,354	5,543	前年度比	109.1%	93.3%	101.9%	95.2%	87.2%	<p>・引き続き実施。</p>
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度															
相談実施状況（件）	7,019	6,550	6,674	6,354	5,543															
前年度比	109.1%	93.3%	101.9%	95.2%	87.2%															
<p>ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置</p> <p>○ <b>日雇労働者の直接雇用の縮小に向け、公共職業安定所において、荷役の種類の違いなど各港湾における固有の事情に応じた適格な求職者の紹介のための機能の充実・強化を図ることとしていることに対して、積極的に協力する等、直接雇用の日雇労働者の利用が例外的となるように努める。</b></p>	<p>・安定所紹介の日雇労働者の就労状況（3頁の表6参照）</p>	<p>・引き続き実施。</p>																		
<p>○ 港湾労働法に定められた届出、報告等の手続を適正に実施する。</p>		<p>・引き続き実施。</p>																		
<p>○ 港湾労働者の派遣の<b>送り出し</b>又は受入れを求める場合には、センターに対して、具体的な業務内容、必要とされる技能等具体的かつ詳細な情報を積極的に提供しよう努めるとともに、センターが行うあっせんに協力しよう努める。</p> <p>○ 事業主団体は、事業主が講ずる上記措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。</p>		<p>・引き続き実施。</p>																		

# 港湾雇用安定等計画(令和元年度～令和5年度)の進捗状況等

計画の概要	実績	特記事項																																	
<p>4. 港湾労働者の雇用改善・能力開発を促進するための方策に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(1) 雇用改善を促進するための方策</div> <p>イ 国が講ずる措置</p> <p>○ 雇用管理者の選任の徹底、<b>雇用管理改善の重要性の周知</b>等により、事業主の雇用管理の改善の一層の促進及びその<b>実効性の確保</b>を図るとともに、労働基準法等関係法令に定める労働条件の基準の遵守の更なる徹底や労働災害防止計画の計画的な推進等を図るとともに、関係者の協力を得つつ必要な対策が実施されるよう努める。</p>	<p>・雇用管理者選任届出事業所 平成30年、令和元年ともに、対象事業所全てが選任を行っている。 【参考資料1のP10】</p> <p>・労働災害の発生状況&lt;表10&gt; 【参考資料1のP15、16】</p> <table border="1" data-bbox="633 504 1421 729"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾運送業 (港湾荷役業)</td> <td>死亡者数</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>死傷者数</td> <td>284</td> <td>286</td> <td>331</td> <td>330</td> <td>376</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全産業</td> <td>死亡者数</td> <td>972</td> <td>928</td> <td>978</td> <td>909</td> <td>845</td> </tr> <tr> <td>死傷者数</td> <td>116,311</td> <td>117,910</td> <td>120,460</td> <td>127,329</td> <td>125,611</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	港湾運送業 (港湾荷役業)	死亡者数	8	10	8	4	7	死傷者数	284	286	331	330	376	全産業	死亡者数	972	928	978	909	845	死傷者数	116,311	117,910	120,460	127,329	125,611	<p>・引き続き実施。</p>
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年																													
港湾運送業 (港湾荷役業)	死亡者数	8	10	8	4	7																													
	死傷者数	284	286	331	330	376																													
全産業	死亡者数	972	928	978	909	845																													
	死傷者数	116,311	117,910	120,460	127,329	125,611																													
<p>ロ センターが講ずる措置</p> <p>○ 港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した雇用管理者研修及び雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施する。</p>	<p>・雇用管理者研修参加人数(括弧内は開催回数) 【参考資料1のP21】</p> <p>平成27年度：422人(6回) 平成28年度：386人(6回) 平成29年度：376人(6回) 平成30年度：432人(6回) 令和元年度：413人(7回)</p> <p>・港湾労働者雇用安定センターにおける港湾運送事業所等からの相談実施状況(5頁の表9参照)</p>	<p>・引き続き実施。</p>																																	
<p>ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置</p> <p>○ 日曜・夜間荷役が継続的に行われる場合には、労使間の協議に基づき、交替制勤務の導入等による所定外労働時間の削減等適切な雇用管理の実施を図るほか、港湾貨物運送事業労働災害防止協会の活動を通じ、事業主が協力して労働安全衛生対策を講ずる等、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した労働環境の整備に努める。</p>	<p>・日曜・夜間荷役等の状況&lt;表11&gt;</p> <table border="1" data-bbox="620 1133 1288 1372"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年</th> <th>平成30年</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①大幅に増加している</td> <td>0.1%</td> <td>0.5%</td> <td>0.4P</td> </tr> <tr> <td>②ある程度増加している</td> <td>4.0%</td> <td>5.9%</td> <td>1.9P</td> </tr> <tr> <td>③特に変化なし</td> <td>72.5%</td> <td>68.2%</td> <td>▲4.3P</td> </tr> <tr> <td>④減少している</td> <td>9.1%</td> <td>9.6%</td> <td>0.5P</td> </tr> <tr> <td>⑤不明</td> <td>14.3%</td> <td>15.8%</td> <td>1.5P</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年	平成30年	増減	①大幅に増加している	0.1%	0.5%	0.4P	②ある程度増加している	4.0%	5.9%	1.9P	③特に変化なし	72.5%	68.2%	▲4.3P	④減少している	9.1%	9.6%	0.5P	⑤不明	14.3%	15.8%	1.5P										
	平成25年	平成30年	増減																																
①大幅に増加している	0.1%	0.5%	0.4P																																
②ある程度増加している	4.0%	5.9%	1.9P																																
③特に変化なし	72.5%	68.2%	▲4.3P																																
④減少している	9.1%	9.6%	0.5P																																
⑤不明	14.3%	15.8%	1.5P																																

# 港湾雇用安定等計画(令和元年度～令和5年度)の進捗状況等

## 計画の概要

### (2) 能力開発を促進するための方策

イ 国が講ずる措置

○ 港湾荷役作業の革新化が6大港全体で進展していることに伴い、事業主の訓練ニーズも多様化していることから、当該ニーズに的確に対応した訓練内容の一層の充実・強化に努め、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

○ 港湾短大を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援、促進する。

ロ センターが講ずる措置

○ 荷役機械の技術革新の進展等に伴う訓練ニーズの多様化に的確に対応するため、港湾技能研修センター神戸において、訓練内容の一層の充実・強化を図り、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

○ 港湾労働者に対する相談援助や各種講習を実施するほか、認定職業訓練施設に対する補助金制度を活用すること等による運営基盤の強化、港湾労働者の能力開発・向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主に対して同センターの積極的利用を促す。

## 実績

### ・公共職業能力開発施設への講師派遣・施設提供<表12>【参考資料1のP19】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
講師派遣状況(人)	32	25	23	24	15
施設提供状況(件)	184	223	273	287	307

### ・港湾技能研修センター訓練受講者数(港湾荷役・クレーン運転)<表13>【参考資料1のP19】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
港湾荷役受講者	468	514	503	464	217
クレーン運転受講者	620	709	767	646	283
合計	1,088	1,223	1,270	1,110	500

### ・教育訓練実施状況(延べ数)<表14>

	平成25年	平成30年	増減
新規採用時の訓練実施事業所数 (社内訓練+委託訓練)	770	804	34
在職者の訓練実施事業所数 (社内訓練+委託訓練)	1,445	1,367	▲78

### ・教育訓練の種類<表15>

	平成25年	平成30年	増減
①安全衛生	40.0%	40.9%	0.9P
②フォークリフト運転	24.3%	25.6%	1.6P
③クレーン運転	6.7%	7.3%	0.6P
④ガントリークレーン運転	2.5%	2.1%	▲0.4P
⑤ショベル・ストラドル運転	3.4%	3.3%	▲0.1P
⑥大型特種自動車等運転	6.2%	5.3%	▲0.9P
⑦他の荷役機械運転	3.9%	3.9%	0
⑧その他	12.9%	11.7%	▲1.2P

## 特記事項

・達成  
平成26年4月より、港湾技能研修センターにシミュレーターを導入し、講習を実施している。

・効果的・効率的な教育訓練の実施のため、平成29年度に上記シミュレーターにトランスファークレーンのシミュレーション機能を追加。引き続き実施。

・適切に実施。引き続き実施していくこととする。  
・雇用保険二事業において、平成27年度より「相談援助、講習、雇用管理者研修または派遣元責任者講習を利用した実績のある事業所にかかる当年の離職率が、雇用動向調査による前年の全産業の離職率未満となること」というアウトカム目標が加えられた。



# 港湾雇用安定等計画(令和元年度～令和5年度)の進捗状況等

## 計画の概要

## 実績

## 特記事項

- ハ 事業主が講ずる措置
- 雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。

### 5. 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための事項

#### (1) 国が講ずる措置

- 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するため、事業主に対し、同制度の趣旨を徹底するとともに次のような点について必要な指導を行う。
  - ・労働者派遣契約の締結に際して、センターのあっせんを受けることが適当であること
  - ・港湾労働者派遣事業は自己の営む港湾運送事業に付随して行うことが適当であること
  - ・港湾労働者派遣の役務を専ら特定の者に一方的に提供することを目的として活用すること及び労働者を専ら派遣就業に従事させることは適当ではないこと
  - ・港湾労働者派遣制度の対象とする労働者にはあらかじめ本人の同意が必要であること
  - ・派遣対象とする労働者が主として従事している業務についてのみ派遣が認められること
  - ・派遣先事業主も派遣中の労働者について法に基づく労働安全衛生上の措置等を講じる必要があること

#### ・港湾労働者派遣事業の許可の取得率<表16>

	平成30年度	令和元年度
①港湾労働者派遣許可事業所数 (年度末時点)	284	283
②港湾労働法適用事業所数 (年末時点)	1,002	1,000
③港湾労働者派遣許可の取得率 (①/②)	28.3%	28.3%

- ・引き続き実施  
新規許可及び有効期間の更新について適正審査等を実施することにより、港湾労働者派遣事業を実施しているところ。

- 港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。  
さらに、一般財団法人港湾労働安定協会と協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。

#### ・現場パトロール実施事業所数(4頁の表7参照)

- ・平成27年3月の港湾労働専門委員会にて、「6大港全体で、上限の7日を利用してはいる割合がそれほど高いとは言えない状況等から、現段階では、就業日数の上限緩和は行わない」という結論を得た。  
港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等については、引き続き実施。

- 6大港における港湾労働者証の交付に併せて、ワッペン<sup>①</sup>の配付を検討(未実施の神奈川、愛知において検討が必要)。

- センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

#### ・事業所訪問指導及び立入検査の実施状況(4頁の表8参照)

- ・適切に実施。引き続き実施していくこととする。

#### (2) センターが講ずる措置

- 港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

#### ・適宜連携をとっている。

# 港湾雇用安定等計画(令和元年度～令和5年度)の進捗状況等

計画の概要	実績	特記事項																		
<p>○ 労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者研修を行うほか、事業主、港湾労働者等に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。</p>	<p>・派遣元責任者講習参加者数&lt;表17&gt;【参考資料1のP22】</p> <table border="1" data-bbox="629 232 1402 439"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27年度</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>495</td> <td>504</td> <td>526</td> <td>485</td> <td>471</td> </tr> </tbody> </table>		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	実施回数(回)	12	12	12	12	12	参加者数(人)	495	504	526	485	471	<p>・適切に実施。引き続き実施していくこととする。</p>
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度															
実施回数(回)	12	12	12	12	12															
参加者数(人)	495	504	526	485	471															
<p>(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置</p> <p>○ 事業所における港湾労働者の需給の状況に関する具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。</p>	<p>・相談実施件数(5頁の表9参照)</p>																			
<p>○ 港湾労働者派遣制度の許可基準とされている自己の営む港湾運送事業に付随した派遣事業の実施、適正な派遣料金、派遣就業の日数の上限等を遵守するとともに、一定の経験・資格を有する者のみを同制度の対象とし、法に基づく労働安全衛生上の措置等を的確に実施する等、港湾労働者派遣制度を制度の趣旨に沿って活用する。</p>																				
<p>○ 事業主団体は、事業主が講ずる上記の措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。</p>																				